

## 韓国知的財産ニュース 2016 年 12 月前期

(No. 332)

発行年月日：2016 年 12 月 20 日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<http://www.jetro-ipr.or.kr>

### ★★★目次★★★

このニュースは、12 月 1 日から 15 日までの韓国知的財産ニュース等をまとめたものです。

#### 法律、制度関連

※今号はありません。

#### 関係機関の動き

- 2-1 特許庁、知的財産データの開放を拡大 (2016. 12. 1)
- 2-2 特許庁、次世代半導体知財権フォーラムを開催 (2016. 12. 5)
- 2-3 特許庁、新しい検索システムを開始 (2016. 12. 5)
- 2-4 日中韓特許庁長官会合を開催 (2016. 12. 6)
- 2-5 特許庁、IP 保護コンファレンスを開催 (2016. 12. 8)
- 2-6 特許庁、インドネシアに適正技術を提供 (2016. 12. 8)
- 2-7 特許庁、スマート商標審査システムを開始 (2016. 12. 12)
- 2-8 特許庁、個人出願人向けの出願案内サイトを開設 (2016. 12. 12)
- 2-9 特許庁、国内外 IP 情報の検索サービスを拡大 (2016. 12. 14)
- 2-10 特許庁 - KBS、韓流知財権に向けた協力を強化 (2016. 12. 14)

#### 模倣品関連及び知的財産権紛争

- 3-1 特司警、偽物の製造・流通業者を摘発 (2016. 12. 7)

#### デザイン (意匠)、商標動向

- 4-1 特許庁、地理的表示団体標章に関する統計を発表 (2016. 12. 13)

#### その他一般

- 5-1 ウェットティッシュに関する特許出願動向 (2016. 12. 6)
- 5-2 健康機能食品に関する特許出願が増加 (2016. 12. 7)
- 5-3 加湿器に関する特許出願が活発 (2016. 12. 15)

## 法律、制度関連

※今号はありません。

## 関係機関の動き

### 2-1 特許庁、知的財産データの開放を拡大

韓国特許庁(2016.12.1.)

韓国特許庁は、データの重要性が強調される第4次産業革命時代において誰でも特許情報を容易に活用できるよう、国内外の知的財産データの検索サービスの強化、データの開放及び政策支援の拡大等を主な骨子とする「知的財産情報開放計画」を発表した。

#### [知的財産情報開放計画の主な内容]

1. 検索コンテンツの拡大
  - 検索対象となる国を拡大、引用・被引用情報を提供、商標・デザインの行政文書の原文を公開
2. 検索サービス機能の強化
  - 初心者用の画面を構築、中韓自動機械翻訳の品質向上
3. データの開放及び政策支援の拡大
  - 海外知的財産データの開放を拡大、知的財産データ・ギフト(gift)制度を施行、創業者及びスタートアップへの支援を強化

まず、誰でも無料で知的財産情報を閲覧できる検索サービスを強化する。特許庁は、特許情報検索サービス(KIPRIS、[www.kipris.or.kr](http://www.kipris.or.kr))を通じて米国等海外18カ国から知的財産情報を提供してきたが、韓国企業の新興市場の開拓を支援するために今年12月から東欧や南米等8カ国の情報を追加して検索範囲を26カ国に拡大する。

また、審査過程において、先行技術として活用され、特許の価値や影響力に対する分析に使用される引用/被引用情報をキプリス (KIPRIS) にて提供する。これに加え、特許にのみ適用していた主な審査文書の原文の公開を拡大し、12 月には商標、来年からはデザインにおいても意見提出通知書、登録・拒絶決定書等、主要文書の詳細内容を閲覧できるようになる。

検索コンテンツの拡大とともに、ユーザーがより便利にサービスを利用できるよう、機能の改善も推進する。まず、特許に慣れていない初心者も容易に知的財産情報を検索できるように検索項目を簡素化し、自由検索機能を強化した初心者用の検索画面を構築する計画だ。また、韓国の最大輸出国であり、世界最大の出願国である中国の特許文献を一般人が言葉の障害なしに活用できるよう、中韓特許技術用語 30 万件余りを新たに構築し、中国語の機械翻訳サービスの品質も一層強化していく計画だ。

次に、知的財産データを基に新たなサービスを開発する創業者や企業に対するデータ支援を拡大する。現在特許情報活用サービス (KIPRISPlus、plus.kipris.or.kr) を通じて海外 9 カ国の知的財産情報に対する大容量ダウンロードサービスを提供しており、2017 年にはロシア、スウェーデン等を追加して海外データの開放範囲を 12 カ国に拡大する予定だ。

ユーザーが活用できる情報が拡大されるとともに、アクセスもしやすくなる。来年から予備創業者やスタートアップ企業がデータ利用料への負担なしに、情報を自由に活用できるように知的財産データ・ギフト (gift) 制度を施行する。これを通じて、予備創業者や 3 年未満のスタートアップは、6 ヶ月以内の創業や新規商品開発等一定の条件が満たされた場合、1 年から最大 3 年までデータの支援を無償で受けることができる。また、創業教育や試作品の具体化、オーダーメイド型のコンサルティング等、知的財産情報を基盤とした創業者やスタートアップに対する従来の支援政策も持続的に規模を拡大していく計画だ。

特許庁のイ・ジェウ情報顧客支援局長は「国内外の知的財産情報に対する開放により、誰でも必要な特許情報に便利にアクセスし、これを基に第 4 次産業革命時代をリードするクリエイティブな技術開発を進めていくのに役立つよう積極的に支援していく」と述べた。

## 2-2 特許庁、次世代半導体知財権フォーラムを開催

韓国特許庁(2016.12.5.)

韓国特許庁は、世界半導体市場の変化による知財権能力の向上に向け12月9日(金)、韓国知識財産センターにて「2016次世代半導体知的財産権フォーラム」を開催すると明らかにした。

近年の国内産業の低迷や輸出不振、中国の半導体の発展にもかかわらず、韓国の半導体産業は堅調な競争力を維持してきた。これまで韓国企業は、急変する世界半導体市場で優位を占めるために、自動車電装事業に参入したり、高性能低コストの半導体パッケージの技術開発及び導入を急ぐ等、迅速な対応に当たってきた。

これに伴い、関連技術に対する特許等の知的財産権の確保は、半導体市場における支配力の強化に必須となり、その重要性がさらに増している。

次世代半導体知的財産権フォーラムは、国内半導体企業の特許担当者や研究員、教授、弁理士業界の従事者間の交流や知的財産関連能力の強化を目指して、毎年開催されている。

今年の発表のテーマは、最近米アップル社のスマートフォン「i-Phone7」の製造に適用されたことで話題となったFOWLP(Fan-out Wafer Level Package)技術や関連特許等、知的財産権の動向に焦点を合わせた。半導体担当の審査官による面談や知財権相談も行われる予定だ。

特許庁のジェ・スンホ半導体審査課長は「国内半導体産業は、技術革新と投資戦略を通じて急変する世界半導体市場の秩序を再編し、第2の全盛期を成し遂げなければならないところ、同フォーラムをきっかけに韓国の半導体企業が最新の半導体パッケージ技術等に対する特許戦略を模索し、世界市場を主導できるように基盤を整えていくことを期待する」と話した。

## 2-3 特許庁、新しい検索システムを開始

韓国特許庁(2016.12.5.)

韓国特許庁は、特許審査業務において最も重要な検索の正確度を高めるために「次世代検索システム」を構築し、12月5日から開始する。

「次世代検索システム」は、ハイブリッド検索、多国語統合検索と加重値検索を主な機能としている。

「ハイブリッド検索」は、審査官がキーワードを選定して行った検索結果と検索システムが自動的にキーワードを選定して行った検索結果を総合的に判断した結果を提供する機能である。ハイブリッド検索を活用すれば、単純なキーワードの検索に比べ正確度が約8%向上した検索結果を得られることが期待される。

「多国語統合検索」は、キーワードをハングルで入力すると、韓国語の特許文献だけでなく、英語と日本語の特許文献まで一度に検索できる機能である。従来は、日本語の特許文献については統合検索が提供されていたが、1千6百万件に達する英語の特許文献は審査官が別途検索を行う必要があったため、二重に時間と努力が費やされた。今回、英語の統合検索が新たに構築されたことによって審査官の検索時間が短縮されるものとみられ、これにより、審査官は特許の判断にさらに集中できるものと期待される。

\*韓国語の文献 3,893 千件、英語の文献 15,792 千件、日本語の文献 16,734 千件

「加重値検索」は審査官が発明の名称、要約、請求範囲等、特許文献の項目別にキーワードの重要度に差をつけて検索することができる機能である。これを通じて審査官は、最初の検索結果を分析し、必要に応じてキーワードの加重値を再設定することにより正確な検索結果を得ることができる。

特許庁の関係者は「今回の次世代検索システムの開発は、特許庁の審査品質の向上のために推進されたものである。これからも優秀な情報システム技術を活用して高品質の特許行政サービスを提供できるよう努力したい」と述べた。

## 2-4 日中韓特許庁長官会合を開催

韓国特許庁(2016.12.6.)

韓国特許庁は、域内の特許分野における協力強化に向け12月7日から9日まで日本小

田原で日韓、中韓、日中韓の特許庁長官会合を連続して開催する。

\* 首席代表: (日本)小宮義則特許庁長官、(中国)申長雨国家知識産権局長(次官級)

まず、12月7日には「日韓特許庁長官会合」が開かれる。今回の会合では、共同先行技術調査のための審査官の交流・協力強化、特許データの交換・普及の拡大等について議論が行われるほか、「地理的表示及び地域団体標章リストの交換対象の拡大」に関する協力覚書が締結される予定だ。交換されたリストは、両国の地理的表示の保護のための参考資料として相互活用される。

12月8日午前には「中韓特許庁長官会合」が開かれる。特に、今回の会合では、韓国と中国間での特許共同審査(CSP\*)の推進に関する合意が行われる予定だ。

\*CSP:Collaborative Search Pilot

特許共同審査(CSP)は、両国に提出された同一の特許出願について、両庁が各自の先行技術の検索情報を共有し、当該出願については他の出願よりさらに速く審査を行う制度である。制度が本格施行されれば、審査結果の国際的な一貫性が増進され、企業の立場では、特許権を早期に確保できる効果を生まれるとみられる。

12月8日午後には「日中韓特許庁長官会合」が開催される。3国の特許庁長官は、特許、デザイン、情報化等、各分野の協力の成果を確認し、来年度の協力の方向について議論する予定だ。また、3国協力の効率性を高めるために、従来の協力体制を整備する案についても協議する計画だ。

12月9日には「知的財産権の行政・司法的保護」をテーマに、ユーザー・シンポジウムが開催される。3国の裁判官及び審判官らがパネリストとして参加し、域内の知財権保護に関する最新の動向等について議論する予定だ。

チェ・ドンギユ特許庁長は「世界の特許出願の57%、PCT国際特許出願の41%が日中韓3国で出願されている。国際協力を通じて韓国企業が海外でさらに便利に知財権を獲得し、獲得した知財権はしっかり保護を受けられるよう、域内の協力を強化していく計画だ」と強調した。

韓国特許庁は、大韓貿易投資振興公社(KOTRA)、韓国知識財産保護院と共同で12月8日(木)10時に JW マリオットホテルにて「IP 保護コンファレンス 2016」を開催し、韓流コンテンツのブランドやデザイン等の知財権の活用による海外進出戦略を提示した。

今回のコンファレンスには、国内外企業の関係者や知的財産専門家等、約300人余りが参加し、大きな関心を集めた。

同コンファレンスで基調講演を行ったカカオ社のカン・ソン法務総括副社長は、共有と信頼、迅速な意思決定による「カカオの IP セキュリティ戦略」について発表した。

第1セッションでは、特許庁のパク・ソングン産業財産保護協力局長が座長を務めた「韓流20年、IP 観点から見た問題点と保護策」に関する討論会が開かれた。

韓流コンテンツの成功・失敗事例を見て、コンテンツの商標・デザイン等、産業財産権による保護策とそのための政府レベルでの政策方向について熱い討論が行われた。

また、「冬のソナタ」、「天国の階段」、「大長今」等、韓流ドラマの成功事例を通じて付加事業収益の創出における商標権確保の重要性とコンテンツを活用した多様なビジネス戦略が紹介された。

「冬のソナタ」は、多様な付加事業を成功させた初の事例とされるが、最も大きな売上を挙げた DVD(約350億ウォン)とネックレス(約500億ウォン)の販売収益のほとんどは、商標権と日本国内の販売権を獲得した NHK を含む日本の会社に帰属したのが、残念なところと指摘された。

その反面、「天国の階段」のケースでは、ドラマに使われたネックレスの商品化を最初から推進し、デザイン登録によって日本で80億ウォン以上の売上を挙げたジュエリー業者を紹介し、付加事業の活性化のためには商標・デザインの登録が必要であることを強調した。

それにもかかわらず、最近大ヒットした「太陽の後裔」の製作会社はまだ国内外で商

標権を出願していない等、コンテンツ制作会社の知財権確保に対する認識の見直しが必要であるとの指摘があった。

第2セッションでは、中国、ベトナム、タイにおける現場経験の豊富な知的財産権専門家らが各国の知財権の動向や海外進出時の注意事項に関する情報を共有した。

第3セッションではKOTRAと韓国知識財産保護院から知財権保護支援事業の案内や優秀な支援事例に対する紹介があった。

また、コンファレンスが行われる間、国内企業から海外における知財権被害の克服事例や模倣品の真贋判定方法等を紹介するショーケースが展開され、参加者の大きな関心を集めた。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「韓流ドラマに使われた小物や撮影場所、キャラクター等を活用した多様な付加事業が可能であり、ここから多くの収益が発生する。そのためには、商標・デザイン等、産業財産権を活用した海外進出戦略を模索する必要がある」と話した。

## 2-6 特許庁、インドネシアに適正技術を提供

韓国特許庁(2016.12.8.)

韓国特許庁は、国際知的財産共有事業の一環として12月8日(木)インドネシアのシアクアラ(Syiah Kuala)大学にハブエッセンシャルオイルの研究センターを開設したと明らかにした。

開所式には、イム・ヒョンソク特許庁多者機構チーム長、アムハル・アブパカ(AmharAbubakar)、アチェ(Aceh)州副知事、シアクアラ大学のナザムディン(Nazamuddin)副総長、韓国発明振興会のベク・インホン本部長等100人余りが出席し、研究協力に関する協力覚書も締結した。

特許庁は、約 2 億 7 千万件に達する特許情報をもとに抽出した適正技術<sup>1</sup>を発展途上国に開発・普及した。期間が満了した特許を活用して最貧国・途上国の生活の困難を解決し、所得増大を支援する適正技術開発・普及事業を通じて、知的財産による国際共有事業を実施してきた。

2010 年以來、今まで 11 カ国に 15 つの技術の開発・普及した。さらに、開発途上国の商品の付加価値の拡大に向けて 10 カ国に 12 つのブランドを開発してきた。

2016 年には、インドネシアにアチェ州の主要ハブ植物であるパチュリからオイルを抽出できる技術を提供した。従来に現地で使用していたオイル抽出機はすぐ腐食してしまい、オイルの品質も一定でない問題点があったが、関連特許文献 590 件を検討して 5 つの技術を新しい装置に反映した。

また、特許庁は、地域住民らがパチュリオイルを活用して作った商品を市場で販売できるように、商品のブランドを開発した。イスパニ・ユヌス (Isfani Yunus) アチェ・パチュリフォーラム会長は「韓国特許庁に開発していただいたオイル抽出機は使いやすく、抽出されるオイルの品質も良いので、ブランドと共に使用すれば、所得増大効果は大きいだろう」と述べた。

特許庁のパク・ソングン産業財産保護協力局長は「特許庁の適正技術の開発モデルは、多くの開発途上国に知的財産による発展の希望を示している。韓国特許庁は、今後引き続き知的財産を通じた途上国への援助事業を実施することで、知的財産の格差 (IP-Divide) を解消し、先進国と途上国間で架け橋の役割をするリーダーシップを発揮していく考えだ」と強調した。

## 2-7 特許庁、スマート商標審査システムを開始

韓国特許庁 (2016. 12. 12.)

---

<sup>1</sup> 適正技術とは、地域の環境と特性を考慮して考案された技術のことで、先端技術に比べて少ない費用で実施・維持することができるため、最貧国・途上国に適している。

特許庁は、商標審査業務の正確性と効率性を向上させるために構築した「スマート商標審査システム」を12月12日に開始する。

「スマート商標審査システム」は審査エラーを減らし通知書の品質を高める「エラーチェック機能」と「通知書自動作成機能」を提供し、「商品分類の自動化機能」を大幅に強化したことを特徴とする。

「エラーチェック機能」は、審査官が通知書を作成する際に間違いしやすい項目に対する自動チェック結果を審査官に提供する機能だ。個人の出願人が使用してはいけない名称が使用されているかどうか、出願人情報の変更有無等、9つの項目について自動チェックした結果を提供する。

「通知書自動作成機能」は、審査官が審査する際に記録した事項を抽出して通知書に自動的に記載する機能である。優先審査申請理由や分割出願有無等、18の項目が自動的に作成される。

「エラーチェック機能」と「通知書自動作成機能」を通じて通知書の作成に所要される時間を節約できることだけでなく、通知書におけるミスを減らせることも期待される。

また、「商品分類の自動化機能」の高度化は、これまで出願人が記載した商品名が特許庁で定めた告示の名称や類似の名称と相違して審査官が直接分類しなければならなかった部分を自動化したものである。そのため、蓄積された3百万件の分類履歴から自動分類パターンを導出した。商品の審査において重要な基準となる商品分類が正確に行われることによって、商標審査の品質が向上するものとみられる。

特許庁の関係者は「スマート商標審査システムは、審査官の業務を最大限に自動化して審査官が審査に集中できる環境を整えるためのものであり、これからも商標審査の品質向上に向け情報システムを継続して改善していく方針だ」と述べた。

## 2-8 特許庁、個人出願人向けの出願案内サイトを開設

韓国特許庁(2016.12.12.)

韓国特許庁は、出願人が専門家の助けがなくても自分で商標や特許が出願できるようガイド役とする「知的財産(IP)探求生活」サイトを開設し、サービスを提供すると11日に明らかにした。

今回開設される「知的財産探求生活」を利用すれば、商標・デザイン・特許の出願経験が全くない一般の人も、知財権の出願・登録手続きを容易に理解することができる。

知的財産探求生活サイトは、知財権の権利化(商標、デザイン、特許、実用新案の出願)の手続きについて、準備段階⇒出願⇒登録⇒活用・紛争段階に区分し、各手続きごとに個人出願人が知っておくべき進行過程や必須チェックポイント、コールセンター、よくある質問(FAQ)等を提供している。

また、出願及び登録手続きに加え、先行商標・デザイン・特許の調査方法やブランド管理戦略、知的財産金融制度等、知的財産権の全般に対する内容も入っており、知財権の認識向上にも寄与するものと期待される。

知的財産探求生活は、モバイル([www.kipo.go.kr/easy](http://www.kipo.go.kr/easy))とパソコン([www.kipo.go.kr/easy/pc](http://www.kipo.go.kr/easy/pc))の両方から利用できるように設計された。

特許庁は、「知的財産探求生活」へのアクセスと活用性を高めるために、知的財産権優秀活用事例である、ペク・ジョンウォン(ザ・ボンコリア)代表の「商標権成功事業の始まり」、ハン・ギョンヒ(ハン・ギョンヒ生活科学)代表の「成功神話の必須条件、特許」、イ・ダルウ(マウム・スタジオ)代表の「創造作業の始まり、デザイン権」等、知財権の重要性と活用性を強調するインタビュー映像を掲載し、一般の人に知財権の重要性をわかりやすく説明している。

また、誤記探しイベントや発明王ウェブトゥーン掲載等、多様な広報活動を推進し、知的財産優秀活用事例のインタビュー動画を継続して追加することで、知的財産権の認識向上に取り組む予定だ。

特許庁のチョン・ヨンウ報道官は「知的財産探求生活を利用すれば、出願の経験がまったくない一般の人も商標・デザイン・特許の出願手続きを簡単に理解できると思う。これからも、国民の目線に合わせて知的財産政策の広報活動を展開していく」と話した。

韓国特許庁は、知的財産情報検索サービスである特許情報ネット・キプリス\* (www.kipris.or.kr) にて12月15日から8カ国の海外特許情報を新たに提供し、国内の商標審査情報をリアルタイムで検索できるサービスを開始すると発表した。

\*特許情報ネット・キプリス(KIPRIS)：特許庁が保有している国内外の知的財産権関連情報を誰でも無料で検索及び閲覧することができる知的財産情報検索サービス

これまで特許情報ネット・キプリスでは、主要国特許庁である米国、中国、日本、EPO(欧州特許庁)を含め18カ国の知的財産情報を提供してきた。

12月15日からはスウェーデン、コロンビア等海外8カ国が新たに追加され、計26カ国の7,810万件の知的財産情報をキプリスで検索することができる。

<海外知的財産情報の提供現況>

従来 (18カ国)	米国、日本、中国、EPO、EUIPO、ロシア、台湾、オーストラリア、フランス、ドイツ、英国、WIPO、カナダ、オーストリア、デンマーク、スペイン、ポルトガル、イスラエル
新規提供 (8カ国)	コロンビア、フィリピン、スウェーデン、ポーランド、スロベニア、セルビア、ユーラシア、スイス等8カ国を追加(累計:26カ国)

海外特許情報の検索範囲の拡大は、韓国企業が海外市場に進出する際に知的財産情報へのアクセスを高め、新興市場の開拓に役立つものと期待している。

また、特許庁は特許・実用新案にのみ適用されていた審査情報検索サービスを商標に拡大する。

新たに提供される商標審査情報は、意見提出通知書、拒絶決定書、登録決定書の3種で、2014年以降の出願50万件余りについてまず提供し、今後提供範囲を拡大する計画だ。

商標審査情報サービスの提供によって、別途の認証手続きなしに誰でも商標審査情報をリアルタイムで簡単に閲覧できるようになり、情報アクセスが高まっただけでなく、商標権獲得に向けた出願戦略の構築に役立つものとみられる。

特許庁のハン・ドンギョ情報管理課長は「今後到来する第4次産業革命時代では、データが重要な要素であることを考慮し、特許庁としても、技術革新の重要情報を含む知的財産情報に国民や企業がより容易かつ迅速にアクセスできるように引き続き努力していく」と話した。

## 2-10 特許庁 - KBS、韓流知財権に向けた協力を強化

韓国特許庁(2016.12.14.)

韓国特許庁と韓国放送公社(KBS)は、韓流コンテンツの企画段階から先を見据えた知財権保護体制の構築に向け協力することにした。

特許庁とKBSは2016年12月15日(木)午前10時KBS本館にて、両機関の長が参加した中、韓流コンテンツ及び海外知財権保護に関する協力覚書を締結した。

今回の覚書の締結は、韓流ドラマの成功によって海外における著作権の収益は大幅に増加したが、商標権やデザイン権等産業財産権に対する保護が不十分であることから、これを活用した付加収益の創出が低迷する状況を改善し、事前の知財権の確保の重要性に対する認識を高めるために推進された。

代表的な韓流ドラマだった「大長今」は日本、中国等87カ国に118億ウォン規模で輸出されたが、商標権を適時に確保できなかったため、紛争が発生し収益事業が困難を抱えた。かき氷ブランド「雪氷」は、ドラマ「ピノキオ」に背景として登場し大きな人気を集めたが、海外で約50件の同一・類似のブランドが登録され、類似の店が乱立し事業に支障を来した。

両機関は、このような問題点を乗り越え、韓流コンテンツを活用した収益を最大化するために、コンテンツの企画段階から知的財産権を事前に保護するための協力を推進することにした。

韓流ドラマが放映される前の企画段階において、ドラマの商標権や PPL (間接広告) 商品に対する商標・デザイン権等の知財権をあらかじめ確保することで付加収益の創出を促進し、紛争発生時には迅速に対応できるように PPL に係る中小企業やドラマ制作会社等を対象に知財権保護コンサルティングを行う計画だ。

両機関は、現在企画中のドラマの中で大ヒットする可能性が高いドラマを選んで、知財権保護に関するコンサルティングを行う計画であり、知財権の確保戦略だけでなく、ライセンス契約や収益事業化、海外輸出等知的財産権を活用する戦略まで総合的に支援する案も検討していくことにした。

一方、知財権保護をテーマにした放送コンテンツを制作し、主要知財権保護 이슈が報道されるように協力する等、知財権保護の重要性に対する社会の認識を高めるための協力も行うことにした。放送コンテンツの製作・流通企業の関係者を対象とする知的財産権の保護教育も支援する。

チェ・ドンギョ特許庁長は「韓流ドラマ事業は、著作権の売り上げだけでなく、PPL 製品の販売、キャラクター・アルバム事業等 IP を活用した多様な収益事業が可能であり、むしろ著作権の売り上げをはるかに上回る収益が出ている。KBS との協力によって韓流コンテンツ事業の収益の最大化に向けた基盤を整えていく」と述べた。

## 模倣品関連及び知的財産権紛争

### 3-1 特司警、偽物の製造・流通業者を摘発

韓国特許庁(2016. 12. 7.)

韓国特許庁の商標権特別司法警察隊(以下、特司警)は偽造された大手企業の洗剤の偽物を本物と偽って製造・流通させた金氏ら 4 人を商標法違反の容疑で在宅起訴したと 12 月 7 日に発表した。

特許庁特司警によると、製造業者である金氏等、製造責任者らは、忠清北道沃川邑に製造工場を構え、2012 年 4 月から 2016 年 5 月まで洗剤の偽物 172 万点余り(正規品時価 201 億ウォンに相当)を製造し市中に流通させた疑いを持たれている。

特許庁特司警の調査結果、金氏はCJ、LG、愛敬等、国内の大手企業の商標を盗用した粉洗剤、液体洗剤、柔軟剤等、偽の洗剤を製造して、流通業者に供給したことが明らかになった。

彼らが製造した偽の洗剤は、泡立ちが悪く、汚れも落としにくい等、見た目だけ洗剤という。被疑者らは、製造コストの削減のために主要成分の含量を下げた。成分分析の結果、洗浄成分である界面活性剤の含量は正規品に比べ10%以下、漂白成分である過炭酸塩の含量は22%以下に過ぎない等、洗浄力が非常に弱いことが明らかになった。

流通業者は、訪問販売を通じて洗剤の偽物を流通した。流通業者のソン氏は、金氏に偽の洗剤の供給を受けて全羅北道扶安の流通倉庫に保管しておいて全羅北道の孤児院や老人ホーム、保育園、お風呂場等に供給した。もう一人のソン氏も、京畿道河南に流通倉庫を構え、首都圏で訪問販売したことが明らかになった。彼らは、広告チラシを作って有名大手の洗剤を偽って商品を販売した。

特許庁特司警は5月10日から6月9日まで、忠清北道沃川の製造工場、京畿道河南市・全羅北道扶安の偽物流通倉庫の2ヵ所を家宅捜索し、CJ洗剤の偽物1万5,000点余り(正規品時価2億ウォン相当)、包装紙・ラベル9万7,000点あまり等11万2,000点余りを押収した。

特許庁のパク・ソンジュン産業財産保護協力局長は「孤児院、老人ホーム等、脆弱層を対象に大企業の製品偽物の販売した行為に警鐘を鳴らす例だ。特に、日常生活で身近な偽物の販売行為は必ず撲滅しなければならない不法行為であるため、これからも国民の健康と安全に係る偽物の取り締まりにさらに力を入れる計画だ」と話した。

## デザイン (意匠)、商標動向

### 4-1 特許庁、地理的表示団体標章に関する統計を発表

韓国特許庁(2016.12.13)

韓国特許庁は、地域特産物の名称の保護に向け2005年に商標法に導入された地理的表

示団体標章登録に関する統計を発表した。

地理的表示団体標章については、2006年「張興しいたけ」が第1号に登録されて以来、この10年間332件(2016年10月末基準)が登録されるほど活発に使用され、地域経済の発展に大きく寄与した。

地域ごとに地理的表示団体標章の登録現況をみると、全国17の広域市/道のうち、全羅南道が高興柚子、康津青磁、光陽梅等85件で1位を占めており、次は慶尚北道で、尚州干し柿、清道セリ、義城ニンニク等54件、忠清南道は40件の登録標章を持っている。

また、全国226の市/軍/区の地理的表示団体標章の保有現況をみると、慶尚北道浦項市(浦項九龍浦のグァメギ等)、全羅南道珍島郡(珍島紅酒等)、済州特別自治道済州市(済州タチウオ等)がそれぞれ9件と1位となった。その次に、全羅南道新安郡が新安塩等8件、全羅南道光陽市(光陽梅等)及び全羅北道茂朱郡(茂朱ヤマブドウ等)がそれぞれ7件の地理的表示を登録している。

一方、地理的表示団体標章の登録現状を年度別にみると、2013年に54件が登録され、過去10年間で最多を記録したが、2014年50件、2015年35件、2016年(10月末基準)40件と、減少傾向にある。これは、全国226の市/軍/区でほとんど1件以上の地理的表示団体標章登録を保有(現在まで登録された地理的表示団体標章は332件)しており、地域の代表的な地域特産品は既に登録され保護されているためとみられる。

登録された地理的表示団体標章を商品別に見ると、332件の登録事例の中で圧倒的な多数を占める316件が高麗人参、ナツメ、サバのような農・畜産物/林産物/水産物又はその加工品であり、康津青磁、南原木器のような手工芸品は16件が登録された。

商標法上、地理的表示団体標章は農林水産物のほかにも花紋席・螺鈿漆器のような手工芸品に対する登録が可能のため、地方自治体は今後こうした手工芸品の保護にもっと関心を持って登録に努力を傾けなければならないものとみられる。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「地理的表示団体標章は、地域特産物の名称を保護し、ブランド価値を向上させることで地域の所得増大に寄与する制度だ。地域住民の大切な共同資産である地理的表示関連制度を継続して補完・改善し、地域経済の活性化に向けさらに努力したい」と話した。

## その他一般

### 5-1 ウェットティッシュに関する特許出願動向

韓国特許庁(2016.12.6.)

#最近発生した加湿器殺菌剤事件等を契機に、各種の生活用品に添加される化学物質の有害性に対する一般消費者らの関心がますます高まっている。これに伴って、身近でよく使われるウェットティッシュにもエコ物質を使用する傾向が強まっている。

特許庁によると、ウェットティッシュに関する特許出願は、2006年3件、2007年6件、2008年3件に過ぎなかったが、2011年11件が出願されて以来、毎年二桁以上の特許が出願される等、増加が続いている。

2015年には計31件が出願されたが、このうちエコ物質を使用した特許出願が14件と多数を占めている。

#### [ウェットティッシュに関する特許出願現況]

ウェットティッシュは、利便性を重視する最近のライフスタイルによって、幼児用、肌の洗剤用、住居環境の洗浄用等、用途が多様化しており、不織布で作った乾ティッシュに各種の成分が含まれた溶液を含浸<sup>2</sup>させ容器に包装し、必要などきに取り出して使えるように製作される。

ウェットティッシュに関する特許出願は、製造方法、製造装置、包装方法、包装装置、折帖方法等に分類されるが、主に含浸液の成分に関する特許出願が全体の半分を占めている。

#### [ウェットティッシュの含浸液に関する特許出願現況(2011～2015)]

ウェットティッシュの含浸液には、一般的に精製水に保湿剤や香料のような機能性成分が含まれるが、ティッシュが濡れた状態で長期間保管できるように殺菌消毒剤と防腐

<sup>2</sup> 液体の物質を物体の中に浸透させること

剤を必須的に添加している。

最近、ウェットティッシュに関する特許出願では、含浸液の必須成分である消毒剤と防腐剤をエコ成分で代替しようとする傾向が顕著に現れている。ウェットティッシュの含浸液の関連特許出願のうち、環境にやさしい天然物質を含む件数は 36 件で、成分関連出願全体の 84%を占めている。

最近、出願されているエコウェットティッシュは、精製水には温泉水、薬水、海洋深層水等を使用し、添加物にはヨモギ、紫蘇葉、シナモン、ハッカ等の天然植物抽出物を使うことで、保湿効果を維持しつつ肌への刺激を軽減する効果を出している。また、一般的な化学殺菌消毒剤の代わりに、カテキン、魚腥草、イチョウの葉等、天然植物性抗菌剤を使用したにもかかわらず、従来のウェットティッシュよりも性能がはるかに向上したのが特徴である。

特許庁のウォン・ジョンヒョク住居生活審査課長は「生活用品に使用される各種化学物質の安全性に対する国民の関心が関連技術の開発につながっている。これからも環境にやさしい天然物質を使うウェットティッシュの特許出願は引き続き増加するものと予想される」と話した。

## 5-2 健康機能食品に関する特許出願が増加

韓国特許庁(2016. 12. 7.)

#100歳時代を迎え、暮らしの質の向上を追求する健康志向(well-being)が重要なライフスタイルと位置づけられ、体に良い食べ物に対する関心も高まり、健康食品\*に係るブランドの商標に対する関心も高まっている。

\*一般食品に比べ、成分に特徴があり、より積極的な健康維持や増進の目的又は期待効果を持つ食品

韓国特許庁によると、健康機能食品に関する商標登録が着実に続いている。

登録された商標を見ると、主に「健康、ヘルス(Health)、宝鑑、ライフ(Life)、自然(Nature)、百歳(100歳)、ウェルビーイング(Well-being)」等の単語が入る商標が多く登録された。

商標登録された健康機能食品の類型を見ると、野菜や果実を加工した健康機能食品が 27,932 件(全体の 47%)で最も多く、その次に魚介類加工食品 5,583 件(10%)、穀物加工食品 5,146 件(9%)、酵母加工食品 3,065 件(5%)の順となる。

健康機能食品の主原料として使われる品目を見ると、野菜や果実加工食品には伝統的健康食品として好まれる紅参や高麗人参が最も多く、魚介類加工食品にはカニの皮、ウナギ、カキ、穀物加工食品には豆類、玄米、酵母加工食品では、麴、大豆の麴、肉類加工食品には牛肉、鶏肉、茶類加工食品には緑茶等が主に使用されるという。

また、米タイム誌が紹介した 10 大長寿食品「緑茶、ニンニク、ナッツ類、サケ、ほうれん草、トマト、赤ワイン、ブロッコリー、オート麦、ヤマブドウ」を主原料とした健康機能食品の商標登録も次第に増加しており、このうち緑茶を加工して作った健康機能食品が全体の 38%と最も多く、その次にニンニク(18%)、ナッツ類(15%)、サケ(9%)、ほうれん草(7%)の順となる。

最近、健康な暮らしがライフスタイルのトレンドとして位置づけられつつある中、テレビ番組でも「モクバン(たべる番組)」、「クックバン(料理番組)」等のように「紅参、高麗人参、豆、カキ、玄米、鶏肉、牛肉、緑茶」等の健康食品をテーマにした番組が視聴者の人気を集めているのも良い例と言える。

特許庁のチェ・ギュワン商標デザイン審査局長は「高齢化社会への転換や健康な暮らしに対するニーズの増加から、健康と長寿につながる多様な健康機能食品の開発及び関連市場の拡大が予想されるが、これに伴って健康機能食品に係る商標登録も増加すると予想される」と話した。

### 5-3 加湿器に関する特許出願が活発

韓国特許庁(2016. 12. 15.)

#冬になると、寒さとともに乾燥した室内空気が心配される。室内空気が乾燥すれば、鼻の粘膜が乾燥し鼻炎や風邪等の呼吸器疾患が悪化するだけでなく、肌が乾燥してアトピー等皮膚の疾患がさらに悪化する。このような冬に起こる健康問題を解決する上で、適切な湿度を維持するための加湿器は冬に欠かせない必須アイテムになっている。

特許庁によると、加湿器に関連する出願は2013年101件、2014年134件、2015年146件で、過去3年間年平均20%ほど増加した。

加湿器は加湿方法によって、加熱式、超音波 ハイブリッド式、気化式等に分類され、気化式は濡れたフィルターを自然的に乾かす自然気化式と送風ファンを利用して吸湿体を乾かすエア・ワッシャーに分類される。

エア・ワッシャー式は、加湿器関連出願全体において52%(199件)と最も高い割合を占めていたが、これは最近PM2.5が季節を問わず問題となっており、加湿だけでなく、室内空気の質への関心が高まったことを反映したものと判断される。

超音波式は2014年22件から2015年54件と2倍以上増加した。超音波加湿機は、他のタイプに比べて噴霧量が豊富で、電力消費が少ないという長所を持っているため、既存の製品を改良するための研究開発が着実に進められているものとみられる。

#### [出願主体別出願動向]

過去3年間(2013~2015)加湿器関連出願を出願主体別に見ると、エア・ワッシャー式は、中堅企業と大手企業の出願が78%以上となり、超音波式は中小企業や個人の出願が80%以上を占めた。

エア・ワッシャー式の場合、中堅企業ではデウウィニアが64件(32%)と最多となり、次はコーウェイが47件(24%)、ウィニクスが9件(5%)出願し、大手企業ではLG電子が22件(11%)、サムスン電子が9件(5%)出願した。

超音波式は一部の企業が主導しているのではなく、複数の企業と個人による出願がほとんどでそれぞれ5件未満を出願した。

#### [詳細技術分野別出願動向(2013~2015)]

エア・ワッシャー式に関する出願は、除湿や照明、空気浄化フィルター等、加湿以外の付加機能に関する発明が79件(40%)と最も多かった。次は、加湿フィルターを自動洗浄等洗浄管理や殺菌装置の付加等安全に関する発明が50件(25%)、ヒーターを付加したり、フィルターの材質や形状の変更を通じて足りない加湿量を調節する方法に関する発明が45件(23%)と後に続いた。

超音波式加湿器に関する出願は、既存の水桶の仕組みを改善して洗浄が便利な水槽式を導入したり、ペットボトルをつけて使用したり、殺菌のための装置を取り付ける等、安全に関する発明が 66 件(59%)と最も多かった。これは、カビや細菌に最も脆弱な超音波加湿器の短所を改善しようと、これに関する研究が活発に行われていることによる結果とみられる。

特許庁の関係者は「PM2.5 に対する危機意識の高まりや室内空気質への関心の増大によって、安全な加湿だけでなく、室内空気を総合的に管理できる複合システムに関する技術の開発や特許出願が持続的に行われるものとみられる」と述べた。

過去のニュースは、<http://www.jetro-ipr.or.kr/> をご覧下さい。

お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：02-739-8657/FAX：02-739-4658 e-mail：[kos-jetroipr@jetro.go.jp](mailto:kos-jetroipr@jetro.go.jp)）までお願いします。

本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただけますようお願いいたします。

[https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag\\_id=3665](https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665)

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行:JETRO ソウル事務所 知財チーム